

事業者 各位

一般社団法人 鶴岡労働基準協会

職長等（第一線監督者）の安全・衛生教育の実施について

新緑の候、会員事業所におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

産業安全、労働衛生につきましては、日頃から格別のご配慮をされていることと存じます。

さて、労働安全衛生法第60条及び労働安全衛生規則第40条により、事業者は新たに職長等（第一線の作業現場における、管理・監督者等）の職務につくことになった従業員（労働者）に対して、裏面に記載されている内容について教育を行うよう定められており、当協会では毎年事業所に替わり、当該教育を行っております。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、裏面の申込書により申し込みをお願いいたします。

当該教育にグループ討議方式等が組み込まれておりますので、定員は30名となります。

なお、食料品製造業・新聞、出版、製本業・印刷物加工業が新たに対象業種となっております。

また、建設業における職長教育は別の教育科目となっており、この職長教育は建設業を除いた業種を対象としておりますので、ご了承願います。

記

1 日 時 令和 7年 6月 5日（木）～ 6日（金）
初 日：午前9時30分～午後5時00分
2日目：午前9時10分～午後4時40分

2 場 所 鶴岡市勤労者会館 大ホール
（鶴岡市 泉町 8-57・TEL0235-25-2548）

3 受 講 料 ・会 員事業所1名につき 17,050円
[内訳：受講料 14,700円・消費税(10%)1,470円：送料代800円消費税(10%)80円]
・非会員事業所1名につき 20,350円
[内訳：受講料 17,700円・消費税(10%)1,770円：送料代800円消費税(10%)80円]
・ｲﾝﾎﾞｲ登録番号 T4390005007956

4 申し込みその他

(1) 受講料は、別紙申込書により来る 5月28日（水）までに受講料を添えて協会事務局に申し込みください。（FAX 可）

◇ 銀行振込の場合は、荘内銀行 本店 普通預金（口座番号 291860）

(2) 昼食は各自で準備して下さい。

(3) 受講取り消しは、実施日前の3営業日前までとし、それ以後の受講取り消しには、受講料の返還いたしませんので、予めご了承ください。

（裏面に続く）

- (4) 全科目を受講された方に、修了証を交付いたします。
- (5) 申し込みについてのお問合せは、当協会事務局 TEL0235-22-1759 まで
お願いいたします。

5 教育内容

教 育 科 目	時 間
1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2.0時 間
1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時 間
1 危険性又は有害性等の調査の方法 (リスクアセスメント) 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4.0時 間
1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時 間
1 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の相違工夫を 引き出す方法	2.0時 間

..... きりとりせん

職長等・管理監督者安全衛生教育 受 講 申 込 書

フリガナ 氏 名	S・H 生年月日	職 名	フリガナ 氏 名	S・H 生年月日	職 名

令和7年 月 日

事業所名
所在地 (TEL) _____

※ 支払方法 (該当する箇所にチェック✓をお願いいたします。)

- 参加料を添え、申し込みします。
- 月 日に口座振込します。

※領収区分	
現金	
振込	

※ 協会記入欄

一般社団法人 鶴岡労働基準協会 御 中

鶴岡市 馬場町8-13 (鶴岡商工会議所会館・3階) TEL 22-1759 ・ FAX 22-1761